



篠栗町監査告示第 4 号

篠栗町監査基準実施要領をここに告示する。

令和2年3月12日

篠栗町監査委員

今長谷

潔



篠栗町監査委員

今長谷

武和



地方自治法（昭和22年法律第67号）第198条の4第1項及び第2項の規定に基づき、「篠栗町監査基準実施要領」を策定したので、同条第3項の規定により、別添のとおり公表する。

○篠栗町監査基準実施要領

篠栗町監査基準実施要領は、監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為を篠栗町監査基準（以下「監査基準」という。）に沿って行うために、監査基準に規定する項目のうち、特に留意を要する事項について、詳細な説明、具体例又は望ましい実務を記載するものである。

1 経済的、効率的かつ効果的な監査等

(1) 財務監査及び行政監査

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第3項において、監査委員は、財務監査及び行政監査を行うに当たっては事務の執行及び経営に係る事業の管理が同法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に則ってなされているかどうかについて、特に、意を用いなければならないと規定されている。

このことから、監査基準第3条第1項第1号及び第2号においても、同様に規定したところであり、事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的（より少ない費用で実施すること）、効率的（同じ費用でより大きな成果を得ること、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ること）かつ効果的（所期の目的を達成していること、又は、効果を挙げていること）に行われているかについて監査する。（第3条第1項関係）

(2) 決算審査

決算審査については、監査基準において、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査することが求められているが、これに加え、予算の執行又は事業の経営が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかについて審査する。（第3条第1項関係）

(3) (1)及び(2)以外の監査等

(1)及び(2)以外の監査等についても、経済的、効率的かつ効果的に行われているかについて検査又は審査その他必要な行為をする。（第3条第1項関係）

2 議決による権利放棄に関する監査委員の意見

住民監査請求に係る行為、事実に関する損害賠償又は不当利得返還の請求権その他の権利の放棄に関する議決に係る監査委員の意見の決定については、財務会計行為の性質、町長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（以下「町長等」という。）の帰責性の程度、当該権利の放棄による影響又は町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を制定することが可能であることその他監査委員が必要と認める事項を考慮する。（第3条第2項関係）

3 リスクの識別、評価及び対応

効率的かつ効果的に監査等を実施するためには、監査等の対象のリスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）を識別し、そのリスクの内容及び程度を評価した上で、リスクが高い事務事業に監査資源を配分する。（第7条関係）

(1) リスクの識別

監査委員は、次の方法を活用してリスクを識別する。

ア 監査等の結果として過去になされた指摘、勧告又は指導において、同様の事案があるかどうかを確認する。

イ 他団体においてリスクが顕在化した事案について、同様の事案があるかどうかを確認する。

ウ 事務手続及びその流れにおいてリスクが存在していないかを確認する。

(2) リスクの評価

(1)により識別したリスクについて、量的重要性及び質的重要性を評価する。

量的重要性については、当該リスクが生じる可能性及び当該リスクがもたらす影響の大きさの観点から検討を行う。

その際、当該リスクが生じる可能性については、高・中・低等、当該リスクがもたらす影響の大きさについては、大・中・小等と段階に分けて評価する。金額としての影響を見積もることができるものについては、金額により、その他のものについては、例えば、総件数や総人数の一定割合といった一定の指標により評価する。

質的重要性については、行政に求められる信頼性や公平性、住民

の安全の確保等の観点から検討を行う。

(3) リスクへの対応

(2)により量的重要性及び質的重要性が高いと評価したリスクについては、その発現を看過する可能性を低い水準に抑えなくてはならない。そのため、監査の重点項目として、監査資源を優先的に配分する。

他方、量的重要性及び質的重要性が低いリスクに対しては、合理的に監査資源を配分した手続により、リスクの発現を看過する可能性を低い水準に抑える。

(4) リスクの未然防止

監査委員は、将来においてリスクが顕在化する可能性があると考えられる事項に対して、そのリスクが顕在化しないよう必要な措置を講じるよう助言等を行う。

4 内部統制に依拠した監査等

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）により、町長による財務に関する事務等の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針の策定及びこれに基づく必要な体制（内部統制体制）の整備が、都道府県及び指定都市に義務付けられ、その他の市町村には努力義務が課せられた。

町では、条例、規則又は要領など様々な形で事務の適正な執行の確保に努めており、既に一定の内部統制が存在している。

このため、内部統制を前提として、文書化された業務マニュアル又は要領などの情報を収集し、内部統制に依拠した監査等により、より本質的な監査実務に人的及び時間的資源を重点的に振り向けていくこととする。（第8条関係）

5 指導的機能の発揮

監査委員は、監査等を実施する過程において、監査等の目的を果たす一環として、監査等の対象組織に対し、次に掲げる事項など、必要に応じて是正又は改善を行うよう助言等を行い、指導的機能を発揮するよう努める。（第10条関係）

(1) 決算審査の過程において、決算その他関係書類と証拠書類の計

数が符合しない場合には、正確な計数への修正を求める。

- (2) 監査の過程で発見された内部統制の重大な不備については、速やかな是正を指示し、同様の事例が発生しないよう必要な対応を講ずるよう求める。
- (3) 監査の過程で発見された経営に係る事業の管理が経済的、効率的かつ効果的に行われていない事例に対して、改善策を提言する。

6 各種の監査等の有機的な連携及び調整

(1) 決算審査と財務監査の連携

決算審査については、数値の正確性に加え、数値の裏付けとなる資料等（契約関係書類等）を審査する場合、既に財務監査において数値の裏付けとなる資料等を確認している部分については、その結果を決算審査に活用することで当該審査の効率化を図り、例えば決算審査において予算執行の効率性の確認や財務分析に注力することなど、決算審査の充実及び強化を図ることとする。

(2) 例月現金出納検査と決算審査及び財務監査との連携

例月現金出納検査において、既に数値の裏付けとなる資料等を確認している部分については、(1)と同様、その結果を決算審査及び財務監査に活用することで当該審査の効率化を図り、決算審査及び財務監査の充実及び強化を図ることとする。

7 監査専門委員等との連携

監査委員は、監査等の独立性を確保しつつ専門性を高める観点から、必要に応じ町長との協議の上、監査専門委員を選任し、調査を委託することができる。

監査委員は、ICT、建築、環境等の専門性が求められる分野について、必要に応じて監査専門委員を選任し、連携して監査等を行うことで、専門的な知識の裏付けに基づいた監査等を行うこととする。

また、必要に応じて同様の専門性が求められる分野について、専門的な知見を有する者から意見を聞くこととする。（第12条関係）

8 監査結果の区分

財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査にかかる監査結果

の報告は、次の勧告、指導及び意見に区分して行う。(第13条関係)

(1) 勧告

「勧告」は、下記に掲げる事例のような違背、過失又は怠慢などがある事項で、地方自治法第199条第11項に基づく勧告として、速やかに是正又は改善などの必要な措置を求めるものとする。

ア 法律、条令又は規則その他の規程に違反しているもの(軽微なものを除く)

イ 事務事業の執行が費用又は要した人的資源に対して、著しく非効率又は成果が上がっていないもの

ウ 不正、重大な過失又は著しい怠慢があるもの

エ 監査にあたって、書類を隠したり、改ざんしたりしたもの

オ 「指導」に対して正当な理由なく対応しないもの

(2) 指導

「指導」は、「勧告」とするほどまでではない軽微なもの又は法令違反とまでは言い切れないものなどで、特段の事情がない限り、是正又は改善などの必要な措置を求めるものとする。

(3) 意見

「意見」は適切とは言えない事案などについて、今後、是正又は改善などの必要な措置を求めるものとする。

また、財務、行政の運営その他に対する監査委員としての見解とする。

9 監査等の事後検証

監査委員は、監査等の結果に関する意見、指導及び勧告をした事項について、町長及び町執行部並びに議長及び副議長に対して、報告会において報告する。

監査委員は、指導及び勧告について、適時、措置状況の報告を求め、その状況を的確に把握するよう努める。当該措置が十分でない場合等には、必要に応じて監査等の対象組織と意見交換を行い、改めて次年度の監査対象とすること、新たに勧告を行うこと、勧告において措置を講ずる期限を設けること又は複数回指導及び勧告を行うこと等の必要な対応を講じることにより監査等の実効性を高

めることとする。

また、監査等の結果に係る意見、指導及び勧告について、その原因若しくは是正又は改善の取組を含めて、監査対象組織のみならず全庁的に共有することで、各組織の主体的な業務の改善につなげる
こととする。(第17条関係)

附 則

この実施要領は、令和2年4月1日から施行する。